

平成19年 第12回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成19年7月12日（木）午前9時59分

場 所：教育委員会室

平成19年7月12日

東京都教育委員会第12回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第58号議案 東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定
について

2 報 告 事 項

- (1) 職員会議の運営状況について
- (2) 平成20年度使用都立高等学校用（都立特別支援学校の高等部を含む。）教科書の調査研究資料について
- (3) 平成19年度「子どもの生活習慣確立プロジェクト」について

委員長	木村 孟
委員	鳥海 巖
委員	米長 邦雄
委員	内館 牧子
委員	高坂 節三
委員	中村 正彦

事務局（説明員）	教育長（再掲）	中村 正彦
	次長	松田 次郎
	総務部長	志賀 敏和
	学務部長	新井 清博
	人事部長	松田 芳和
	福利厚生部長	秦 正博
	指導部長	岩佐 哲男
	生涯学習部長	三田村 みどり
	特別支援教育推進担当部長	荒屋 文人
	人事企画担当部長	直原 裕
	教育政策担当参事	石原 清志
	学校経営指導・都立高校改革推進担当参事	森口 純
（書記）	教育政策室政策担当課長	黒崎 一朗

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 時間になりましたので、ただいまから平成19年第12回定例会を開会させていただきます。

まず、取材・傍聴関係でございます。報道関係は都政新報外1社、計2社、個人につきましては5名からの傍聴の申込みがございました。許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、入室していただいでください。

会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録の署名人でございますが、内館委員にお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

前々回の会議録

【委員長】 会議録でございます。前々回6月14日、第10回定例会の会議録につきましては、前回お配りいたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認を賜りたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、第10回定例会の会議録については御承認いただいたということにさせていただきます。

前回6月28日、第11回定例会の会議録が机の上に配布されておりますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認を賜りたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

議 案

第58号議案 東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制

定について

【委員長】 それでは、議案の審議に入らせていただきます。

第58号議案、東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について、説明を厚生部長、よろしくお願いいたします。

【厚生部長】 第58号議案、東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。条文等につきましては、お配りしているとおりでございますので、第58号議案資料に基づきまして説明させていただきます。

1の改正の理由でございますが、東京都教育委員会職員住宅の新設及び廃止に伴いまして規定を整備する必要があるということでございます。

2の改正概要でございますが、東京都教育庁三宅出張所公舎及び三宅（坪田椿山）住宅の用途廃止に伴いまして、東京都教育委員会職員住宅管理規則の別表第1から、同住宅の名称及び位置を削りまして、別表第2から、東京都教育庁三宅出張所公舎の区分及び入居資格要件を削るものでございます。

また、三宅（神着）住宅及び御蔵（入かねが沢）住宅がしゅん工したために、別表第1に同住宅の名称及び位置を加えるものでございます。

3の施行期日でございますが、平成19年8月1日でございます。

なお、三宅（坪田椿山）住宅につきましては、今後の利活用予定に合わせまして、平成19年9月1日施行と考えております。

資料裏面に住宅の概要がございます。

まず初めに、新設する住宅でございますが、名称が、三宅（神着）住宅、鉄筋コンクリート造3階建て1棟でございます。小世帯用で18戸、2LDKの大きさでございます。土地は、三宅村からお借りするということでございます。

次が御蔵（入かねが沢）住宅でございます。こちらは鉄筋コンクリート造2階建て1棟でございます。小世帯用で4戸、2DKでございます。こちらも地元の御蔵島村から土地をお借りして建設しております。

いずれも島しょやへき遠な場所にある学校に勤務する教職員のための準職務住宅として新設するものでございます。

次に、廃止する住宅でございますが、東京都教育庁三宅出張所公舎でございます。この建物は昭和45年度建築でございます、コンクリートブロック造1階建、1棟でございます。小世帯用1戸と世帯用1戸の2戸ございますが、老朽化及び非常時に参集し非常勤務に従事することができる教職員用住宅として三宅（神着）住宅が近接地に整備されたため用途廃止するもので、2戸の住人はそちらに転居していただきます。

この土地につきましては、東京都三宅支庁の職員公舎の敷地の一部でございます、今年度中に建物を解体し、総務局へ土地を返還する予定でございます。

次が、三宅（坪田椿山）住宅でございます。鉄筋コンクリート造2階建、1棟で、世帯用5戸、単身用12戸でございます。こちらは所有地となっております。こちらも老朽化及び新しく三宅（神着）住宅ができたことにより、廃止をする予定でございます。なお、現在入居されている方は三宅（神着）住宅に転居していただきます。今後、建物、土地ともに、教育委員会から財務局へ引渡しを行いまして、その後三宅村へ建物付きで売却し、最終的には村営住宅となる予定でございます。

現在、こちらの17戸の中には、教職員が2戸、地元の村の職員が13戸入居しております、この13戸の村の職員につきましては、引き続き9月以降も村営住宅として入居を続ける予定でございます。

なお、今回の規則改正後の空き室は、三宅地区全体で10戸となります。内訳として、三宅島が10戸、御蔵島はゼロ、入居率は91パーセントでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

【委員長】 ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして、御意見、御質問はございますか。

【委員】 今度廃止する住宅について、教職員は新しい住宅に移りますが、島の職員は引き続き住むと理解していいのですか。

【福利厚生部長】 現在2戸に教職員が入居しておりますので、2戸の住人につきましては三宅（神着）住宅の方に移ります。

【委員】 残った建物を住居としてまだ使うわけですか。

【福利厚生部長】 引き続き村で使いたいということです。

【委員】 廃止理由が老朽化であるのに、まだ使うのですか。教職員だけは安全な

住宅へ移って、ほかの住人は老朽化したところへ残しておくにとられませんか。

【福利厚生部長】 三宅島全体として、利活用できるということで出張所及び村と打ち合わせた結果でございます。村の住宅として適正に改修等をするのではないかとと思いますが、そこまでは現在把握しておりません。

【委員】 三宅（神着）住宅ができたから島に売却するというだけであればいいけれども、老朽化しているとなると、それを島の人を使うのはどうかと思います。

【委員長】 都の基準と島の基準が違っているかもしれませんね。

【委員】 火山活動などいろいろなことがあるのでしょうから、ただ村に売却してしまえばいいということなのかどうか。

【福利厚生部長】 その点については、また村とも相談します。

【委員長】 それでは、この件につきましては、原案のとおり御承認いただいたということにさせていただきます。

報 告

（１）職員会議の運営状況について

【委員長】 報告事項に参ります。報告事項（１）職員会議の運営状況について、前回委員から質問が出た件ですが、説明を学校経営指導・都立高校改革推進担当参事、よろしく願いいたします。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 （１）職員会議の運営状況について、7月2日から5日まで、9校の対象校について、転任等を含む校長、副校長から聞き取りを行いました。

調査結果でございますが、平成19年度の職員会議の運営状況は、職員から挙手や採決を求める発言に対し校長が制止したことはありましたが、対象校9校において挙手や採決は行われておりませんでした。

平成18年度の職員会議の運営状況についても調査いたしましたところ、4校の全日制課程において、アからエまでのことが行われていたことが判明いたしました。

ア、特別指導案件において、教員から挙手を求められた際、判断を覆すつもりはなかったもので、「最終決定は校長が判断するから」と説明した上で、挙手による採決を制止しなかったものでございます。校長の判断に反していなかったため報告はしなかったということでございます。拝島高等学校でございます。

イ、教科指導案件において、校長が判断に迷ったため、校長が挙手を求めました。校長判断のための挙手であったことから、報告はいたしませんでした。狛江高等学校でございます。

ウ、特別指導案件や年間行事計画などにおいて、教員の意見を聞く必要があり、校長が挙手を求めたため、問題はないと考え、報告はいたしませんでした。武蔵丘高等学校でございます。

エ、卒業判定案件において、教員から意向の確認を求められ、校長の判断に資するため挙手を認めたものでございます。校長は改善報告提出後であったため、報告はいたしませんでした。福生高等学校でございます。

今後の対応でございますが、昨年、「学校経営の適正化について」を通知いたしまして、各学校において職員会議等の改善の取組をお願いしたところでございます。校内事情があったにせよ、一部の学校において挙手や採決が行われたことは不適切であると考えております。このため、該当校の校長に対しては、教育長から嚴重注意を行いたいと考えております。今後このような学校に対しては個別に指導するとともに、学校経営支援センター等と連携して必要な支援をしてまいりたいと思っております。

また、全都立学校に対しては、今回の調査結果を踏まえまして、改めて学校経営の適正化の趣旨について徹底してまいりたいと思っております。校長連絡会等での直接説明も考えております。

さらに、駒場高等学校の状況でございますが、校長が着任して以来どういう状況であったかということでございますが、平成17年度に着任の際には、人事委員会と称するものがありまして、人事委員長なる者が申入れに来ましたが、それについては断っております。また、職員会議において、校長が賛否をとらないで校長の考えや意思決定を伝えたところ、教員から、賛否をとらずに校長が意思決定したのは駒場高等学校開校以来初めてであるという発言がございました。現在は、挙手を求めることはござ

いません。これは意識改革がある程度進んで、校長の方向性に異を唱え採決を表明しようとする動きは現在のところはないということでございます。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、御質問、御意見ございますか。

【委員】 前回、ゼロという報告があったので、ゼロではないのではないかということから調査をお願いしたのですが、5の今後の対応の4行目、「このため、該当校の校長に対しては、教育長から嚴重注意を行う。」と書いてあります。私は、これは、校長がやりたくてこういうことをやったのではないのだろうと思うのです。つまり、校長は、教員から突き上げを食って、やりたくてもやれないという状況に置かれているにもかかわらず、その校長を教育長が呼び付けて嚴重注意をする。下から突き上げられ、上からしかられる。そして、学務部の「すべて学校教育はうまくいっております」という報告がそのままマスコミに流れる。これでは校長はたまったものではないので、実態に即したことをやってもらいたいということで、これから質問をさせていただきます。

学務部長はどういうことをしたらいいか、これは皆さん方で考えていくことなのだと思うのですが、ア、イ、ウ、エと四つあります。まずアを読みますと、「特別指導案件において、教員から挙手を求められた際」とあります。これは校長が判断すればいいことであって、挙手は必要ないわけです。しかし、挙手を求められたわけです。その後に、自分の判断と同じことになったから報告しなかったとあるのですが、教員から挙手を求められたということは、やはり問題ではないかと思います。

イは、今度は教科指導案件です。これも同じで、「判断に迷ったため、校長が挙手を求めた。」ということです。どう考えても、よほど資質のない校長か、特別な事情があると思えないのです。

その次に、イは「校長判断のための挙手であった」とあるのですが、校長というのは会社では社長です。社長が特別なことを決めていくときに、迷うことがあって、社員の意見を聞くことは当然あるのですが、最終決定するときに、社長が判断に迷っているんだといって社員皆の意見を聞く、そんな社長はいないだろうと思うのです。

私はそれはおかしいと思うのです。

つまり、そうせざるを得ない状況があったということを学務部は把握していながら、しかし、報告はゼロだったのです。ゼロと報告しておいて、なおかつ、表へ出てきたら、今度は校長を厳重注意するという、このやり方は良くないことで、校長がなぜそんなことになったのかを更に調査して、そして、校長を助けるということが大事ではないかと私は思うのですが、アとイについてはどうなのでしょう。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 アの特別指導案件でございますが、これは各学校で校内規定の取決めがございまして、本来なら学年団と生徒指導部とで協議して原案を作成し、企画調整会議で協議をして、校長が決定をすることになっていきます。その後に職員会議で報告するというのが本来の手続でございます。こちらについては、企画調整会議では簡単な報告しかしておりませんでした。そして、校長が決定をしないのにもかかわらず、職員会議で提案して、職員会議で挙手による採決を行ったということでございますから、手続上は校長の決定していないものを職員会議で提案をしたという実態でございます。

イは教科指導案件でございますが、手続上は、教科で協議して原案を作成し、校長、副校長に報告し、企画調整会議で協議し、必要に応じて職員会議での意見聴取を行い、企画調整会議での議論の後に校長が決定し、職員会議で報告すべきところを、校長が決定していない中で職員会議に提案して挙手をしたということで、こちらについても手続上不適切でありました。

【委員】 要するに、この二つは校長がいけなかった。職員あるいは学校運営に関しては、学務部の見る限り全く問題がなくて、とにかく校長がだらしがないからこういうことになっているのだということで、学務部としては校長を注意していく、こういうことですか。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 いろいろな事情があったにせよ、職員会議が決定機関ではなく、補助機関であるという趣旨から言えば、採決を求めたり賛否を求めるということは、補助機関である職員会議を議決機関化することとございますので、行ってはならないという通知をしてございます。たとえ事情があったにせよ、校長自ら制止をしなかったり、挙手を求めたりすることは適切ではない

と考えております。

【委員】 私が申し上げていることは、学務部が学校経営支援センターをつくって学校経営を支援していくと言いながら、しかし、行政職は問題が一切ありませんと世間に公表して、教育委員会でも同様の報告をしておいて、しかし、実態は校長が非常に苦しんでいるという状況を把握しているにもかかわらず、校長がだらしがないからだ、本来校長がやることだ、今度は教育長から嚴重注意だと、校長は、下から突き上げられ、上からしかられる。しかし、行政職はそれでうまくいっておりますと、こういう教育実態は東京都の教育委員としては許せないことだと私は考えます。

今度はウについてお尋ねします。これは特別指導案件あるいは年間行事です。これについて、この学校はおかしな学校なのです。「教員の意見を聞く必要があります」と文言にありますけれども、確かに教員の意見を聞くことは非常に大事なことだと思います。しかし、「校長が挙手を求めたため」と書いてあるのです。校長が決めることですから、校長が挙手を求めるなどということはないはずです。それを「校長が挙手を求めたため、問題はないと考え」というのですが、これは普通あり得ないことなのです。この報告書どおり、これは校長が悪いと言ってそれで済ませるおつもりですか。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 ウにつきましては、教員から求められて挙手をしたのではなく、校長が挙手を求めたのだから問題はないと考えて行われたと聞いております。

【委員】 この学校で挙手を求めたのは、これだけなのですか。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 この学校につきましては、回数が非常に多くて、年間9回ございました。そのうちの2回については、校長は挙手を制止しているのですが、強行されております。それ以外については、校長が意見を聞く必要があるということで、意向を聞くためだと思うのですが、教員に挙手を求めて確認をしたということでございます。

【委員】 民間企業で言うと随分おかしな社長ですね。社長が決定すればいいのに、全社員に意見を聞かなければいけないというので意見を聞いて、そして、年間行事計画なり特別指導案件を決める。この人は随分変わった校長ですね。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 制止をしながら自ら挙手を求めた

というのは、理解しがたい状況だと思います。

【委員】 理解しがたいのではなくて、学務部は理解していながら放置しているのではありませんか。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 このことに関しては、当時状況を知っていたということではございません。今回新たに聞き取りをして判明したことでございます。

【委員】 エの卒業判定案件については、卒業をどうするかということですね。「教員から意向の確認を求められ、校長の判断に資するため挙手を認めた。」と、「挙手を認めた。」という文言が入っているのです。ここが問題なのです。大変申し訳ないのですが、学校教育法第28条第3項を議事録に残しておいてください。（第28条第3項：校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。）

それから、学校教育法施行規則第63条の2をはっきりと読み上げてください。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 第63条の2は、校長の全課程修了の認定という項目でございます。「校長は、生徒の高等学校の全課程の修了を認めるに当たっては、高等学校学習指導要領の定めるところにより、74単位以上を修得した者について、これを行わなければならない。ただし、第57条の3又は第57条の4の規定により、高等学校の教育課程に関し第57条又は第57条の2の規定によらない場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、これを行うものとする。」という条文でございます。

【委員】 卒業させるかさせないかという判断は、校長が決めることですね。しかし、一人の人間を卒業させるかさせないかということは大変大事なことで、成績を5にするか、4にするか、3にするかということよりももっと大変なことなのですが、しかし、その人生を左右させるようなことを校長の判断に資するために挙手を求めたとあるのです。不思議な学校が都立学校には随分多いのですね。学務部長は、これをおかしいと思わないですか。

四つ出てきましたけれども、これは校長が悪いから嚴重注意して、それで終わり、行政職には一切問題はありませぬ、学務部はしっかりやりましたということですか。それとも、これはどこかおかしい、校長は本当は困っているのではないのかという気

持ちにはならないものなのですか。

【学務部長】 今回の件につきまして、十分に実態が把握できていなかったことに対しては非常に申し訳ないと思っております。基本的に、これからは、支援チームが校長の相談相手になれるような信頼関係をもっと作っていく必要があるだろうと思っております。その辺で不十分な面があったために、校長がしっかりと相談ができない場合もあったのではないかと思います。今後、更に支援チームに対してしっかりと人間関係を含めて築いていくように指導していきたいと思っております。

【委員】 確かに学務部長がおっしゃるとおりにさせていただきたいと思うのですが、しかし、9校を対象に調べたら、4校出てきた。まだ一番大事なものは、ここで発表していないものがある。この場で公表するかどうかということはまた別として、9校調べたうちの4校からこのように出てきて、大物がまだ隠されているという実態があって、しかし、それはすべて該当校の校長が悪いのだということで、校長を注意すると5の今後の対応に書いてあるのですが、そうではなくて、「校長さん、本当のことをしゃべってくれないか。私たちが全力で支えるから、何か問題があるのではないか」とすべきで、厳重注意ではないのではないですか。

【委員長】 それは少し読み過ぎではないでしょうか。その後に「今後、このような学校に対しては個別に指導するとともに、学校経営支援センターと本庁各部が十分連携し、課題解決に向けた具体的な相談や助言を行うなど必要な支援を行っていく。」とはっきり書いてあります。その二つは並列に読むべきで、措置というのは、今おっしゃったように、教育長から厳重注意を行うということだけではないのではないのでしょうか。今学務部長が言われたように後の部分に真剣に取り組んでいくことの方が大事だと思います。委員が言われるように、この問題の背後には確かにいろいろ理由があると思います。私も個人的に若干知っています。私は、厳重注意を行うということよりも、むしろその後の措置の方が大事だと思っておりますが、どうでしょうか。

【教育長】 委員の御指摘のとおり、我々が学校経営支援センターを作ったのは、子供たちによかれ、そのためには学校が良くなる、そのためには校長、副校長たちを支援していこう、こういう趣旨です。ただ、今明らかになったように、情報さえ上がってこない状況がありました。せつかく学校経営支援センターを作ったのですから、

実はうちはこの状況にあるのだと学校経営支援センターに相談に行くのが正規のルートのはずなのですが、違うルートでこうした事実が分かった。これ自体が、学校経営支援センターの在り方として、あるいは支援チームとして、本当に信頼されているかどうか試されて、必ずしも十分ではないということが分かった状況です。

とはいいながら、学校の先生方に言わせると、国はもちろん、東京都の教育庁からもいろいろな調査が来るために多忙感がある。この件も実は調査をして、ヒアリングをしています。学校が、本当に自分たちのために来てくれるのだと感じれば、煩わしさ、多忙感はないはずですから、調査の方法も工夫していかざるを得ないと思います。

例えば他のルートに情報が流れるのは、何よりも信頼感がないということであって、なぜ正規のルートに乗ってこないのかというのは、一つは、私どもが至らない点だろうと思っています。もちろん、校長先生一人だけでなく、例えば挙手せざるを得ないような状況にあったということになれば、何がそういう状況にさせたのか、それも調べていかないといけないと思っています。

【委員長】 私も中央教育審議会では校長のリーダーシップということを盛んに言ってきましたが、現在のシステムは世間で俗に言われる鍋ぶたシステムとなっています。つまり、校長が孤立しているということです。そのシステムが問題だということで、今度学校教育法が改正されて、校長の周りにサポーターを置けるようになりました。しかし、現状では、その辺のシステムの問題が残っています。ということで、私が今読んだ後ろの方の措置が大切で、そこをきちんとしていただくということだと思います。

【委員】 私が発言しておりますことは、いい学校になるということが非常に大事なことで、生徒の幸せを考えることが学校の一番大きな役割ですから、そのために教師、学校の中の環境を整えることが主なのです。しかし、先ほど学校名の挙がった校長やいろいろな人がいますが、その校長すべてが学校経営支援センターの支援主事や副参事クラスに、ひれ伏すという言い方はおかしいのですが、行政側が相当に威張っている、そこに問題があるのではないかと私は思うのです。

ですから、校長ともっと信頼関係というのか、フランクに話し合い、信頼してもらおう。つまり、こちらが校長を指導、支援するのではなくて、まずその前に信用しても

らう。そのことが非常に大事なことであるのに、どうも威張るような人がいる。説明部長が一生懸命やっていただいたことはよく分かっているから、説明部長に対してこのような発言をすることは非常に心苦しいのですが、説明部長のような人間ばかりではないという気がするのです。

ですから、校長の話を聞いて、威張っているとか、態度がおかしいような人は現場に戻して、そして現場の苦勞を知ってもらうということが大事で、現場と行政が行ったり来たりするということが大事なことだろうと私は思うのです。

【委員長】 その辺はいつもここで問題になるのですが、学校経営「指導」センターではなくて、支援センターということをお忘れにはならないと思います。支援に徹するということですね。

【委員】 一つだけ気になることがあるのですが、学校経営支援センターが校長を指導するということで威張る人がいるのではないかという反面、支援センターから出掛けていっても、学務部長よりも自分の方が偉いという態度の校長がいて、校長連絡会の中でもそれを知っている。そういう実態を多くの校長が見ているので、学校経営支援センターと職員団体というのは、ひょっとしたら何か関係があるのかといぶかっている校長は相当多いのです。

ですから、今この表には出てきませんが、九つのほかにもあるのです。そういうところの校長が威張って、学校経営支援センター所長よりももっと偉いという振る舞い、言動がある。それを学校経営支援センターは何も言うことができないことを集まった校長たちが知っているのです。学務部が知らないのか、知らないふりをしているのか、報告が上がってこないのか知りませんが、校長のほとんどは皆知っていることなのです。

あそこの学校はこうなっている、ここの学校はこうなっている、それは長い歴史の中で人事交流がいろいろありますから、どこの学校がどうなっているか、皆知っているわけです。恐らく学務部だってそれはつかんでいるのだらうと思うのです。そこで特別強い校長がいる。なぜ強いかといったら、ある組織に支えられている校長だからです。その人が意見を言ったら、何にも言えない。こういうことを多くの校長の前で見せてしまうといけないので、校長連絡会の中では、少なくとも学校経営支援主事で

あるとか学校経営支援センター所長が行ったら校長もおとなしくしておいてもらわないと、示しがつかぬという言い方は妙な言い方になりますけれども、そういう実態を全部校長たちは知っている。だから、信頼が崩れる。

ですから、どんどんやっている学校は本当はどうなっているのですかということ、今日の定例会でなくて、また違う機会に調査していただけないでしょうか。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 特定の学校ということをございましょうか。

【委員】 9校挙げて、この中には校長をやめましたという学校も一つ入っているのです。ここには今出ていないけれども、また今行っている学校もあるのです。九つの学校のうち四つここに出てきて、もう一つ違う学校がある。つまり、ほとんどという意味ではないですか。200校あるうちの9校をピックアップしたらこうなった。ほかの学校はどうなっているか知りません。もし、この中の特定の学校を調査されたなら、それも報告していただけないか。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 採決、挙手については、再度資料等も確認いたしましたので、この4校は実態をありのままに校長がお話しいただいたのかと我々にとらえております。それ以外の課題というのは、どういう面で調査するかにかかわってくると思うのですが、私どもの調査した結果では、それほどの課題はないのではないかと思います。挙手を行ったというのは不適切なことではございますが、これも校長は判断を常に持っていて、採決はいたしましたけれども、校長の判断としては変わることはなかった、覆されることはなかったというような実態でございます。

【委員】 私が申し上げたいことは、挙手ということは、どういう事情があるにせよ良くないことでありますが、校長はそれなりの事情があったのだらうと思うのです。しかし、二つの意味で、挙手をする必要もないと言う人もいるのです。校長がすごい指導力を持っていて、学校の中には、開校以来ずっと行われていたところを直したという人もいるし、開校以来のことが続いている学校もまだあるわけです。そのことは、皆さん方は当然全部把握しているはずだと思うのです。

しかし、それは挙手という一つの現象が目に見えた形で現れたものですが、挙手な

どする必要もないという学校もあるのです。その校長が連絡会へ来て、大きな態度でしゃべっているということを見ると、それを苦々しく思う校長が当然いるはずで、この定例会で決めるとか話し合うというのではなくて、どうしたらいいのだろうかということ、別を別に話をして、そして、本当に校長の親身になっているかどうかを見直していただきたいのです。

8月ごろに校長との懇談があるとお聞きしましたがけれども、これは時間とお金の無駄遣いになってしまわないかと危惧するのです。そういう状況で校長たちを集めて親しく話をするとしても、本当に実態がつかめるのか。我々教育委員は、はっきり言って信用されていません。これは悲しいことで、東京都教育委員会委員が都立高校の多くの校長に信頼にされていないという現実が東京都の実態なのです。ですから、それだけは直してもらいたいというお願いです。

【委員長】 信頼されていないかどうかは分かりませんよ。ただ今の意見については、委員長としてはっきり申し上げますが、言い過ぎだと思います。確かに委員の得る情報からそう感じておられるのは分かりますが、信用されていないと言い切るの是不適當だと思います。

【教育長】 学校経営支援センターは、御指摘の点も踏まえて活動していかなければいけないと思っています。ただ、校長先生も人間ですから、物の言い方も、あるいは行動面も百人百様であって、御指摘のように、威張っているように見える、おとなしそうに見えて実はしんが強いなど様々です。私どもも正に支援するわけですから、人格までセンターで云々するのはいかがかとは思いますが。ただ、当然校長先生がおかしな校長だということは、これは子供たちのためにも良くないですから、情報収集には今後とも努めていきたいと思っています。

【委員長】 いずれにしても、委員御指摘のとおり、こういう情報が現状ではなかなか上がってこないということは確かです。ですから、どうやって信頼関係を築いていくかを我々としては考えていかねばならないと思います。

【委員】 この9校を調査した結果が出てきているのですが、ほかにももっといろいろな事案があるかもしれない。だけど、時間と労力をかけて、この9校をわざわざ調べたわけです。これについての的を射た解決策を出す必要があると思います。的を

射ていれば、皆納得するわけです。だから、全部違ういろいろな状況の下にあると思うので、指導とか支援ということは別として、状況に即した的を射た意見を教育庁として出すべきだと思うのです。周りは皆見えていますから、それを出すことで、教育庁としてはこういうことに相当力を入れているとか、あるいは支援体制をもっと強化しようとするとか、いろいろなことをしてくれるのだという信頼につながってくるわけです。

いずれにしても、さっき言ったように、校長の中にも経営能力のある人とない人がいるのは当然で、しかも、普通の企業の経営などと比べると、会社は倒れるか倒れないかでやっていますが、学校は倒れない。そういうところがありますから、全体の人たちに分かるような形できちんとした解決策を出すべきだと思うのです。それは行政とか現場の教員とかいうこととは別として、この際きちんとして出したらどうですか。

委員のところにもいろいろ情報が入ってくるということは、いいことなのです。いろいろな情報が入ってくるルートがあることが非常に重要で、改革のときは必ずそういうことがあるのです。

【委員】 顧問の人から非公式に聞いた話では、学校経営支援センターには言いにくいといって、顧問には言ってくるなど、そういう事情があるということを知りました。その点は、さっき教育長が言われたように、学校経営支援センターの在り方にどこか不都合な点がなかったかどうか、それをもう一度検証していただきたい。会議の後で、某校長先生と偶然電車が一緒になったら、不満がたくさん出てきたと、そういう話も聞かないではありません。それだけですべてを判断することは危険ですから言いませんが、学校経営支援センターは、できて1年過ぎたわけです。ですから、学校経営支援センターがどういう機能、どういう役割を果たして、どういう点で雑音が入るような原因になっているのか、この辺は一度調査していただく必要もあるのではないかと思います。

【委員長】 もう少し学校経営支援センターに外部からの人材を増やさなければだめだと思います。今3人ですが、一つのチームに3人ずつ、9人ぐらい必要だと私は思っています。その方たちだけで例えば先生方に会うとか、そういう機会を多くつくれば、また状況も随分変わってくるのではないのでしょうか。今3人いらっしゃいます

が、やはり少ない。9人ぐらいは要るのではないかと思います。今の方たちはすばらしい方で、ああいう方たちがあと6人得られるかどうかという問題はありますが。

【委員】 ですから、それは保護者の方でもいい、地域の人でもいい、いろいろなところから情報が入るようなシステムにすることが必要だと思います。教育委員会にも保護者を入れるという話が出ているぐらいです。

【委員長】 先日、法律で決まりました。

【委員】 どの業界でもそうですが、どうしても専門家だけで集まると、考え方が狭くなりますから、違った目で見える人を入れていくということも重要な気がします。

【委員】 今のこのア、イ、ウ、エ、どれを読んでも皆二、三行で書いてありますが、これは行間を読むと結構怖いものがあるのです。大変な状況だったのではないかと思います。特に一つ確認しておきたいのは、エ、卒業判定案件において、教員から意向の確認があった。確認があることはいいのですが、その後、「校長の判断に資するために挙手を認めた。」という部分を具体的に聞きたいのですが、教員は何を確認して、その確認の挙手が校長の判断のよすがになったのか。ここの部分はどうなのですか。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 卒業判定でございますので、卒業させるべきだ、させてはいけないという状況なのですが、このときは校長は卒業はさせるべきであると内心は思っていたのですが、その場の雰囲気もあろうかと思います。教員から確認を求められ、挙手を認めてしまったということです。

【委員】 それは、結局反対意見だったわけですね。卒業させるべきではないと思うということで意見があったということですか。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 卒業させるべきだ、そうではないという意見の中で、校長は卒業させてあげたいということで、最終的に挙手をいたしましたら、教員の方も、卒業させるべきであると、校長の判断と全く同じだったということです。その時判断に迷ったというのはあるかと思います。

【委員】 結果が校長の思いと合致したからそれでよいのだということではなくて、意向の確認を求められて、それで挙手によって校長が決めたという、その流れが一番問題だと思うのです。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 手続上、当然意向の確認を求められたときには制止すべきで、「この決定は校長が判断すべきものです。皆さんの意見を聞くのは大いに結構ですけれども、意向を多数決で確認するのはいけない」という制止をすべきだったと思います。

【委員】 卒業判定は、基準は当然決まっているわけですね。それから大きく外れていれば卒業させることはできないということですね。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 学校教育法で74単位の基準があるのですが、その後成績の問題ということになって、1なのか2なのかというところで、どう救うのか、補習を行うとか、あとは出席日数が足りないとか、いろいろなケースがあると思うのですが、簡単に卒業を認めないということではなく、いろいろな意見があろうかと思います。それは、例えば教科の教員の意見だけではなく、ほかの教科の教員は違う考えを持っているとか、校長としては、いろいろな意見を聞きながら判断したかったのだらうと思います。

【委員】 確認を求められ多くの意見を聞くというところまでは私は納得しているのですが、その後の問題ということなので、それは今後の対応でまた考えていただかなければいけないことだと思います。弱いところのある校長も多いですね。

【委員長】 さき程申し上げた鍋ぶたシステムで、リーダーが一人ですから、今のシステムでは所詮無理なのですね。

【委員】 やはりしっかり支援しなくてはいけないということなのですね。

【委員】 特にこれを読んで感じるのは、非常に重要な問題なのです。今改革しようということなのですから、こうしたきれいな文章で書いてはだめなのです。非常に大切なのは、今日傍聴の方々もいらっしゃいますが、一般の市民に何が一体起こっているのだということを知らせないといけないのです。そうすると、調書というのはもっと克明であるべきだし、そこには当然人の名前も入ってくるだろうし、具体的であるべきなのです。だから、その辺が非常に重要なのと、学校自体、長年隠すという体質がありましたから、それを克服していくためには、きれいな文章ではなく、きちんとしたことを書くことが必要です。都庁の役人は非常にきれいに書きますが、きれいに書くと、分からなくなってしまう。

【委員】 だから、行間を読むと怖いと思いました。

それから、この間のアンケートの選択肢も、随分事務局寄りの選択肢ばかり作っていて、こんなアンケートはあり得ないと私が申し上げたとおり、あまりきれいに書かれたら訳が分からないです。行間を皆さんが読んでくださればいいけれども、行間を読んだときに、質問と受け答えが一般の方はなかなか理解できないわけです。

【委員長】 どの程度書くかというのは難しいですね。例えばエにしても、卒業判定は、本当は単位を満たしていればいいはずですね。それだけの問題です。外国は単位を満たしているか、満たしていないかでおしまいです。しかし、我が国ではどうしても日本的な配慮が入ってきます。その辺まで書いていただかないと良く分からないので、今委員がおっしゃったように、少し詳しく、調書のようにとまでは言いませんが、一般に分かるように書いてほしいと思います。

【委員】 委員長が言われるように、この学校経営支援センターはできたばかりです。仕組みは我々が作っているのだから、改善していかなければいけないわけです。だから、何も初めの決めに従っていく必要はないので、もっと現実に即したものを作っていくことがこれから必要なことなのです。

【委員】 先ほど東京都教育委員会委員は信用されていないと発言いたしました、それは委員長に指摘されましたので訂正いたします。私が申し上げたいことは、教育委員というのは知事部局と独立した組織だから、この一番大事なことは現場なのです。校長、教師の地位を向上させる、やる気を起こさせることが大事なことで、行政職はそのお手伝いをする。ただそれだけのことだということを勘違いして、行政職が校長とか教師を抑え付けるような、行政職から見たらきれいな形になっているということが問題ではないかという指摘なのです。

【委員長】 それは全く同感です。いつも申し上げているように、こういう組織をつくると、必ずそういうヒエラルキーの問題が出てきますので、くれぐれも支援に徹するという、それから、先ほど申し上げたように、もう少し外の方を増やす工夫をしていただきたいと思います、いかがでしょう。

【委員】 教育は結局サービス業だと思うのです。現場で初めて物事が分かってくるわけです。だから、そのことを頭に置きながらやっていただくということで、何も

行政と現場の校長が対立しているわけでも何でもありません。そういう構図はつくらない方がいいわけです。

【委員長】 この件については、後刻、別の機会に取り上げて、データを出していただき、議論をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

この件については報告として承ったということにさせていただきます。

(2) 平成20年度使用都立高等学校用（都立特別支援学校の高等部を含む。）
教科書の調査研究資料について

【委員長】 (2) 平成20年度使用都立高等学校用（都立特別支援学校の高等部を含む。）教科書の調査研究資料について、指導部長、よろしくお願いいたします。

【指導部長】 それでは、平成20年度使用都立高等学校用（都立特別支援学校の高等部を含む。）教科書の調査研究資料について報告をさせていただきます。

委員のお手元に3種類調査研究資料を用意させていただいております。「高等学校用教科書調査研究資料（普通教科）」、「高等学校用教科書調査研究資料（専門教科）」、「高等学校用教科書調査研究資料（特別支援学校）」の3種類でございます。

報告資料（2）につきましては、都立高等学校にかかわる内容でございます。2枚目の報告資料（2）－2につきましては、都立特別支援学校の高等部で使用する教科書の調査研究資料についてでございます。

まず、高等学校について説明をさせていただきます。報告資料（2）にございますように、今回調査研究を行いました教科書は、平成18年度に新たに検定に合格した22点でございます。

調査研究の内容につきましては、具体的にこの調査研究資料に基づいて説明させていただきます。量が多いので、「普通教科」の厚い冊子を基に説明をさせていただきます。

目次を御覧いただきたいと思っております。この普通教科では、目次にございますように7教科、26科目について調査研究を行いました。

2ページ、3ページをお開きください。教科書採択及び調査研究に当たっての基本

的な考え方を記述している部分でございます。大きくは3点ございまして、1点目は、公立学校の教科書を採択する権限は所管の教育委員会に属するという一方で、教科書の採択権限が都教育委員会にあるということでございます。

2点目は、学校は校長の権限と責任の下に調査研究資料を活用して、教科書の調査研究及び選定を行うということでございます。

3点目は、この教科書調査研究資料をまとめるに当たりましては、各教科書の特徴が簡潔明瞭に分かるものとなるように配慮をして作成したということを書いてあるところでございます。

調査研究の具体的内容についてですが、147ページを御覧いただければと思います。ここは、「地理歴史」（日本史A）でございますが、平成20年度に発行される日本史Aの教科書は、そこにお示ししてございます7点でございます。そのうち上の3点につきましては平成18年検定済みでございますが、既に昨年度調査研究をしております。今回新たに調査研究を行った部分は下の4点でございます。

次ページをお開きいただきたいと思いますが、148ページ、149ページですが、ここは日本史Aの教科書を調査研究するに当たりまして、「学習指導要領における教科・科目の目標等」を明らかにしたところでございます。

さらに、149ページにつきましては、調査研究の内容として、ここでは「内容」、「構成・分量」、「表記・表現及び使用上の便宜」ということで、それぞれ具体的にお示しをしているところでございます。

さらに、この「内容」、「構成・分量」、「表記・表現及び使用上の便宜」に加えまして、平成16年度の調査研究から追加いたしました学習指導要領に示していない内容、北朝鮮による拉致問題の扱い、性差、家族に関する表現についてあわせて調査を行いました。

また、平成17年度の中学校用教科書の調査研究から追加いたしました我が国の領域をめぐる問題につきましても調査を行ったところでございます。

次の150ページから後ろの部分に、「内容」、「構成・分量」、「表記・表現及び使用上の便宜」等についての具体的な調査結果をお示ししているところでございます。

続きまして、160ページになります。この部分は北朝鮮による拉致問題の扱いにつ

いて調査をしたところでございます。昨年度の調査におきましては、発行されました8点のうち7点で取り上げられておりましたが、今回は平成20年度発行予定の教科書7点のすべてについて記載がございました。

続いて161ページを御覧いただきたいと思いますが、「我が国の領域をめぐる問題の扱い」ということで、高等学校では昨年度から新たに調査項目として加えたものがございます。具体的には、尖閣諸島と竹島についての記述について調査を行ったものがございます。記述の概要のところにお示ししてございますが、この7点の教科書のうち、3点が文章による記載がありまして、ほかの4点につきましては地図の中にその旨の記載がございました。

続きまして、328ページを御覧いただきたいと思いますが、「学習指導要領に示していない内容」ということで、これは平成15年度の学習指導要領の一部改正に伴いまして、発展的な内容を取り上げてもよいということになりまして、平成16年度から調査項目に加えたものがございます。ここでは数学Ⅱの調査結果の部分をお示ししておりますが、この「学習指導要領に示していない内容」につきましては、特に今お示ししております数学と理科の教科で多く取り上げられているところでございます。ほかに芸術の音楽、書道あるいは専門教科の部分では家庭科でも記載が見られるところがございます。

このほか、性差、家族に関する表現についても、これは別冊の専門教科の家庭について調査をしたものをお示ししてございます。

高等学校の調査研究の内容につきましては以上で説明を終わらせていただきます。続いて、ひもでとじてある特別支援学校用の調査研究資料を御覧ください。

1ページを見ていただきますと、「特別支援学校高等部調査研究資料の構成」という形でお示ししてあります。まず、調査対象となる教科書の冊数につきましては、これは今説明をしたものと全く同じでございます。平成18年度、新たに検定を合格した222点でございます。

教科書の調査研究につきましては、障害のある生徒の実態等を踏まえまして、「内容」、「構成・分量」、「表記・表現及び使用上の便宜」ということで、そこにお示しをさせていただいているような観点で、各教科書の特徴が明瞭に分かるように調査

研究を行いまして、そのページ以降にございますような形でまとめているものでございます。

これらの3点の調査研究資料は、各学校に配布をいたしまして、各学校における選定委員会で資料として活用していただくことになっているところでございます。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見はございますか。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件につきましては報告として承ったということにさせていただきます。

(3) 平成19年度「子どもの生活習慣確立プロジェクト」について

【委員長】 報告事項(3)平成19年度「子どもの生活習慣確立プロジェクト」について、説明を生涯学習部長、よろしくお願いたします。

【生涯学習部長】 平成19年度「子どもの生活習慣確立プロジェクト」について御報告いたします。既に平成19年度は3か月経過しておりますが、今年度は特に夏休みのキャンペーンに重点を置こうとしており、これからいよいよ夏休みが始まるこの時期に御説明させていただきます。

資料1枚目、上段の「事業の考え方」は、基本的には昨年度と同様でございますが、「年次別主要テーマ」については、平成18年度が「生活リズムの確立」で、早起き早寝などを推進してまいりましたが、平成19年度は、更に生活リズムとしての「食育」をテーマとし、取組を強化していく予定でございます。

「実施方針」も基本的には前年度と同様の考え方でございますが、今年度は、幼児期のより早い段階からの啓発を促進することと、一過性に終わらないで地域、家庭に定着させていくことに力を入れ、更に各方面との連携を深めていきたいと思っております。

下段が今年度の年間計画でございます。一番上段の7月、8月のあたりに、「夏休み啓発キャンペーン」がございます。昨年度と同様、キャンペーン期間中にポスター

を駅、デパート、スーパーなどに掲示させていただくとともに、今年度は、お手元にお配りしているリーフレットを幼稚園や保育園、その他様々な関係機関に配布して活用していただこうと思っております。

内容的には、早起き早寝のほか、朝御飯を含めた生活リズムのサイクルの必要性を訴えるため様々な場面で活用していただきたいと思っております。

もう一つのツールは、今年度は、昨年度のテキストの一部としてついていたカレンダーブックを活用する予定です。朝起きた時刻や寝た時刻など、毎日の目標ができたからシールを張っていくものです。昨年非常に好評だったということもあり、このカレンダーブックを8万部作成し、様々な団体に配布して、具体的に活用していただこうとしています。

特に今年度は一律にこちらから配布するのではなくて、目的意識を持って積極的に使っていただこうということで、幼稚園、保育園はもちろん、子供会やスポーツ少年団など、様々な団体に呼び掛けるとともに、ホームページや「広報東京都」でも広報いたしました。

これまで我々があまり接点のなかった認証保育所協会やスポーツ少年団などから応募があるほか、子供会でラジオ体操のときに使うなど、様々な積極的活用を期待しています。

このほか、今年度力を入れたのは、この年間事業計画の下から3、4本目の枠で示したところです。学校保健委員会やPTA活動、家庭教育学級などの連携のほか、1段上の枠には保健所へのビデオやリーフレットの配布、両親学級、予防接種と書いてございます。ほとんどの保健所では、出産をひかえた方々に両親学級や母親学級を実施しておりますが、特に両親学級は両親そろっての出席率が9割を超える保健所がほとんどだと聞いています。こうした場面のほか、予防接種の集団接種で来たときなどに、ビデオを流したり、リーフレットを配ったりして、定着に向けた取組を積極的に行っていきたいと思っております。

次のページは、昨年度の12月に設立いたしました協議会の仕組みでございます。詳しくは御説明いたしません、それぞれの立場で協力していただいているとともに、都も含めた会員相互の協力によるいろいろな取組が始まっております。それぞれがや

っていただいていること、あるいはこれから期待していることなどを例示しておりますが、先ほど御説明した定着への取組として、今年度も積極的に連携を図っていきたいと思っております。

以上でございます。

【委員長】 ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見はございましょうか。

【委員】 非常にきめ細かく取組をしている感じがします。各家庭、お母さん方を助け、子供の幸せを願い、ほかの企業とか関係団体とも連携して、非常にいい取組で、この報告資料をもらって読むと、教育委員になっていて良かったなという気がします。本当に御苦労さまでございました。

【委員】 1枚目の下の1、2月のところに入っている「父親の家庭教育参画促進事業・シンポジウム」、これは具体的にはどんなことを今お考えになっていますか。

【生涯学習部長】 まだ詳細な内容はあまり具体化しておりませんが、ワークバランスといいますか、協議会でも、父親をとにかく早く家に帰して、きちんと子育てに参画させないと話は始まらないだろうという意見も非常に多かったのです。そういう意味で、少し盛り上げるような形で、通常の事業といろいろ連動させて、若干イベント的な形でシンポジウムなどを交えて議論していきたいと思っております。

【委員】 8月のお盆のときに、「キッズフェスタ」を東京国際フォーラムの全館を使って4日間開催し、食育やテーブルマナーなど、いろいろなものを行います。一つの教室でお母さんは別として、子供だけで24人ぐらい、それを何回か分けて行いますが、全部満員になりそうぐらいなのです。

ラ・フォル・ジュルネの今年の様子も、昨日ビデオででき上がりました。その中でも、幼児を連れたあのようなイベントはヨーロッパでもやっていません。日本というのはそういうものを教育の中に取り組んでいるのだと彼らは驚いているのです。また、お母さん方は小さい子を連れてきているのですが、この子たちがよく分かっているのかか分かっていないのか分からないけれども、静かにしているとか、体を揺すって音楽に応じるとか、いろいろ言っているのです。是非今後とも、幼児等への働きかけを全般的にやっていただきたいと思います。

【委員】 これは確認です。大変にいいプロジェクトだと思いますが、リーフレットの真ん中に「そうだ、やっぱり早起き・早寝！&朝ごはん」、このリズムが大切だと書いてあるのですが、昔は、「そうだ、やっぱり早寝・早起き・朝ごはん」このリズムが大切だったと思います。早起き・早寝ではリズムが悪いですね。今はこのように言うのですか。

【委員長】 神山潤さんが東京都を全面的にサポートしてくれていまして、早起きすれば早寝になるという考え方です。

【委員】 カレンダーで、日曜日が頭に来るか、月曜日が頭に来るかというものだと思うのです。

【生涯学習部長】 国では「早寝・早起き・朝ごはん」なのですが、我々はあえて、科学的に、「朝の光をキャッチして体内時計をリセットすることから」始めるのだという発想です。

【委員】 でも、これはリズムがすごく悪いです。

これもつまらないことですが、「早く寝て、ぐっすり寝る」とありますが、これは「早く寝て、ぐっすり眠る」でしょう。これは次に直した方がいいです。

【委員長】 語呂は確かに悪いですね。しかし、神山さんの本を私は買ってかなり読みましたが、非常に説得力があります。

【委員】 やはり早起きが先に来る方が説得力があるのですか。

【委員長】 神山さんは、かなり前にアメリカへ行って、睡眠の研究をしてこられました。睡眠の大家で、早起きというのはものすごく大切なのだとおっしゃっています。

【委員】 大切なのはとてもよく分かるのですが、先に来るのがいいのかどうか、みんなの中に浸透させていく上にはどうかなという確認です。

【教育長】 一つの効果として、国は早寝・早起き、東京都は早起き・早寝、このことで何が違うのかという議論のきっかけにはいいのです。

【委員長】 直接、早寝・早起き・朝ごはんというのは、尾道の土堂小学校の陰山元校長の取組から出て来たのですが、早起き・早寝の方は、神山さんが科学的に重要性を証明しておられます。そういうことを取り入れたということで、私は対立があっ

てもいいのかなと思っています。

【委員】 多少リズムが悪い方が、脳に負担がかかっていいということがあると思います。

【委員】 ラ・フォル・レジュルネなどをやって非常に良かったと思うのは、アンバサダーを決めているのです。この食育とかも決めたらいいと思うのです。うまい方がいますと、親に対するインパクトもありますし、話術のうまい人は、飽きさせないで話します。何名か決めたらいいです。来年に向かって、どういう人にしていくか。

【生涯学習部長】 生活リズムに関しては、神山先生がかなり定着しており、あとは、食育に関しては協議会の副会長の服部先生が力をいれて下さっています。

【委員】 あまり偉過ぎて、座って議論だけ言っている人はだめなのです。なぜかといいますと、学者さんは自分の言ったことはすべてだと思っていますから、今の早寝・早起きと、早起き・早寝のように、一人が立って意見を言い出すと、必ずほかの人がぱっと立ちまして意見を言うのです。だけど、それだけなのです。結果が良ければいいわけだから、言わせておいたらいいと思うのです。アンバサダーというのは非常に魅力ある人で、話術のうまい人、そういう方を是非決められてやったらいいのではないのでしょうか。

【委員長】 では、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——この件につきましては、報告として承ったということにさせていただきます。

参 考 日 程

(1) 定例教育委員会の開催

7月16日(木) 午前10時 教育委員会室

8月23日(木) 午後 教育委員会室

(2) 全国都道府県教育委員会連合会

委員長・教育長協議会理事会・総会(委員長・教育長)

7月19日(木)、20日(金) かずさアーク(千葉県木更津市)

【委員長】 次に、今後の日程について、政策担当課長、よろしく願いいたします。

【政策担当課長】 定例委員会でございますが、今回は7月26日木曜日、午前10時から教育委員会室にて予定しております。次々回は、8月23日木曜日、午後、教育委員会室にて予定しております。

全国都道府県教育委員会連合会の委員長・教育長協議会理事会・総会、これは委員長、教育長が対象でございますが、7月19日木曜日、20日金曜日、千葉県木更津市のかずさパークにて予定しております。

以上です。

【委員】 日程以外のことで一つお願いしたいのですが、一昨日、私のところへ、商社も会員になっている帰国子女を支援している団体の専務理事が来ました。毎年各国から帰ってくる日本人の帰国子女が3,000人ぐらいいるらしいです。今まで公立の学校へ行く人が少なかったのだけれども、これからはそういう時代でもないし、公立学校が非常にいい。特に中学校・高等学校が良くなっているという話を聞くので、いろいろお願いしたいと言うお話でした。私たち自体が帰国子女の実態をあまりよく分かっておりませんが、例えばこれからはそういう方を積極的に入れる学校をつくってもいいわけです。今はほとんど私立に流れているようです。是非検討をお願いしたいと思います。

【委員長】 この件は、前々回出ましたね。前回申し上げたように立川地区中高一貫6年制学校で、帰国子女を入れるほか、在外の方にも門戸を開くということは画期的なことだと思います。

【委員】 そうした情報を流してあげれば、彼らも動けると思います。

それから、今年の10月に教育庁からも、アメリカに視察に行かれるのが決まったと言っておりました。

【教育長】 特別支援教育の関係で、アメリカの全米州教育長協議会という組織がありまして、年に1度アメリカで総会をやっています。アメリカの特別支援教育の実態を調査するために派遣します。

【委員】 この協会はそういうものも手がけているようです。是非お願いします。

【委員長】 これは非常に大きな問題だと思います。

以上で、本日の教育委員会を終了させていただきます。

(午前11時21分)